

## 石綿による健康被害に係る被害者等で労災補償等の対象とならない者について迅速な救済を図ります。

### 1. 事業目的

- 石綿健康被害救済制度に係る医学的判定及び給付事務を実施する
- 海外の石綿健康被害の救済に関する制度等を調査する事業、石綿ばく露者の健康管理対策に関する事業、医学的知見の収集や診断技術の向上を図る事業などを実施することにより、適切かつ効果的な医学的判定を推進する

### 2. 事業内容

- 石綿健康被害救済制度の医学的判定（審議会等）等に関する業務を実施する
- 制度の検証の議論に役立てるため、諸外国の石綿健康被害の実態や対応・施策の知見を収集を行う
- 自治体の行う検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制を推進するため、自治体が委託する検診実施機関による放射線画像読影（一次読影）の精度向上を図る
- 石綿関連疾患の正確・迅速な診断のため、診断法等の向上に関する調査や医療従事者の育成を図る
- 石綿健康被害救済法第32条に基づき、石綿健康被害救済事業（認定及び救済給付の支給等）を確実に実施するため独立行政法人環境再生保全機構に交付する
- 認定された中皮腫患者の情報を集積しその結果を広く情報提供することにより診断精度の向上を図る
- 石綿による肺がん等の判定のための、肺内の石綿繊維計測について、計測精度を管理し従事者を育成することにより計測の精度の向上及び迅速化を図る

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 直接実施／請負事業／委託事業／交付金
- 相手先 民間事業者・団体等／地方公共団体
- 実施期間 平成18年度～

### 4. 事業イメージ

